

自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）を利用した電子申請における保管場所標章等の郵送交付についてのご案内

令和5年10月2日から

保管場所標章及び保管場所標章番号通知書の交付を受ける場所（方法）については、自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）を利用した電子申請画面上から「保管場所を管轄する警察署」又は「郵送」のいずれかを選択することができます。

申請

- OSSを利用した電子申請が対象（警察署窓口での紙申請は対応していません。）

審査

- 現地調査等による審査

【封筒郵送のタイミング】

「保管場所標章交付手数料」を納付してから、保管場所を管轄する警察署に返信用のレターパックプラスを郵送

返信用封筒等の郵送

- 返信用封筒はレターパックプラスを使用
- 郵送先の住所、氏名、電話番号等の記載
- 保管場所標章郵送希望申請一覧の作成
(都道府県警察のホームページからダウンロード)

※ 郵送に要する費用は全て自己負担です

警察署への郵送用封筒

保管場所標章郵送希望
申請一覧

返信用封筒
(レターパックプラス)

郵送先の住所・氏名 等

受領

- 保管場所標章等の受領
- 保管場所標章を車両に貼付